

年金記録訂正請求に係る答申について

**北海道地方年金記録訂正審議会
令和7年12月17日答申分**

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500085 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500031 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の訂正期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の訂正期間に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月
② 平成 22 年 8 月
③ 平成 22 年 12 月
④ 平成 23 年 8 月
⑤ 平成 23 年 12 月
⑥ 平成 24 年 8 月
⑦ 平成 24 年 12 月
⑧ 平成 25 年 8 月
⑨ 平成 25 年 12 月
⑩ 平成 27 年 8 月
⑪ 平成 27 年 12 月
⑫ 平成 28 年 8 月
⑬ 平成 28 年 12 月

請求期間①から⑬までについて、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑬までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与に係る明細書、A社から提出された賃金台帳、請求者及び同僚の賞与振込口

座に係る預金通帳の写し（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間①から⑬までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は令和7年2月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社の破産管財人は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑬までについて、賞与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、上記第3の1により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の1による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500085 号
 厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500031 号

訂正期間	訂正前の 標準賞与額	1 厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	2 厚生年金保険法第 75 条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成 21 年 12 月 11 日	記録なし	26 万 9,000 円	31 万円
平成 22 年 8 月 13 日		20 万 1,000 円	23 万 2,000 円
平成 22 年 12 月 27 日		23 万 9,000 円	28 万 2,000 円
平成 23 年 8 月 12 日		26 万 3,000 円	31 万円
平成 23 年 12 月 27 日		25 万 7,000 円	31 万円
平成 24 年 8 月 10 日		26 万円	31 万 4,000 円
平成 24 年 12 月 25 日		25 万 6,000 円	31 万 5,000 円
平成 25 年 8 月 9 日		25 万 6,000 円	31 万 6,000 円
平成 25 年 12 月 10 日		25 万 8,000 円	32 万 4,000 円
平成 27 年 8 月 17 日		22 万 4,000 円	28 万 8,000 円
平成 27 年 12 月 28 日		23 万 1,000 円	30 万 2,000 円
平成 28 年 8 月 26 日		16 万 2,000 円	21 万 2,000 円
平成 28 年 12 月 21 日		21 万 6,000 円	28 万 8,000 円

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500068 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500030 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 2 年 6 月 18 日に A 事業所に採用され、平成 3 年 3 月 31 日まで A 事業所の C 部署に D 職として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 3 年 3 月 31 日となっているので、同被保険者資格喪失日を平成 3 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 事業所は、請求者に係る人事記録及び人事異動通知書を提出しており、平成 2 年 6 月 18 日付けの人事記録及び人事異動通知書においては、「D 職（A 事業所）に採用する 任期は 1 日とする 但し 任命権者から別段の通知がない場合は平成 3 年 3 月 30 日までの間に限り任用を日々更新する（後略）」との記載があり、請求期間に係る平成 3 年 3 月 31 日の勤務記録はなく、平成 3 年 3 月 31 日付けの人事異動通知書において「退職した（後略）」との記載が確認できる。

上記のほか、B 事業所は、請求者に係る健康保険被保険者証台帳を提出しているところ、同台帳においては、請求者は平成 3 年 3 月 30 日に辞職し、同月 31 日に被保険者資格を喪失したことが記載されており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

これらの状況について、B 事業所は、保管している資料では、請求者の退職日が平成 3 年 3 月 30 日か同月 31 日のいずれであるか特定することはできず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料はなく、同保険料の控除についても不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、A 事業所において、請求者と同じく平成 3 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚が 9 人確認できることから、当該 9 人について B 事業所が保管する人事記録、人事異動通知書及び健康保険被保険者証台帳を確認したところ、いずれも請求者と同様に人事記録及び人事異動通知書に平成 3 年 3 月 31 日の勤務記録はなく、平成 3 年 3 月 31 日付けの人事異動通知書において「退職した（後略）」との記載があり、健康保険被保険者証台帳においては平成 3 年 3 月 30 日に辞職し、同月 31 日に被保険者資格を喪失した旨が記載されている。

さらに、請求者は、同僚に対する照会を希望していないことから、同僚から請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる関連資料や陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

認めることはできない。